主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森末繁雄の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を 精査しも同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、本件のごとき場合に免訴すべきであるとする真野裁判官の意見(判例集四巻一〇号一九八三頁以下参照)を除き裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官